

かかりつけ医機能報告制度にかかるQA

(1)	報告することで医療機関にメリットはあるのか。	現時点で診療報酬と連動していませんが、各医療機関から報告されたかかりつけ医機能の情報は、厚生労働省が運用する医療情報ネット（ナビイ）を通じて国民や患者に広く公開されるため、国民や患者がかかりつけ医を見つけやすくなり、貴院の特徴や取り組みも広く周知されます。
(2)	1号機能を有する医療機関として報告するためには、幅広い診療領域・疾患に対応しなければいけないのか。	全ての診療領域・疾患への対応が必須というものではありません。17の診療領域のうち、いずれかについて一次診療を行うことができ、医療に関する患者からの相談に応じることができるのは1号機能を有する医療機関として報告いただくことができます。
(3)	1号機能の報告項目に「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」とあるが、研修を修了していないければいけないのか。	研修の修了者の有無を報告する項目であり、研修の修了は必須というものではありません。かかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修を修了した方がいる場合は、有りを選択してください。
(4)	1号機能に電子処方箋を発行できる体制とあるが、整備する必要があるのか。	今後の意向も含めた体制の有無を報告するものであり、体制の整備が必須というものではありません。
(5)	2号機能の（2）入退院時の支援の項目中、「特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関」はどの病院を指すのか。	欄外の別紙をご覧ください。
(6)	2号機能は必ず報告しなければいけないのか。	1号機能のうち、以下の項目を有するかつ実施できる（している）医療機関は2号機能を報告いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・「具体的な機能」（※）を有すること及び「報告事項」について院内提示による公表をしていること ・17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができる ・医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む） <p>（※）継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活習慣を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能</p>
(7)	報告内容に変更があった場合、どのように対応するべきか。	G-MISによる報告をいただいている場合、かかりつけ医機能報告制度ホーム画面の変更報告のボタンから変更の作業を進めてください。 紙による報告をいただいている場合、変更報告書に修正箇所をご記入の上、救急医療情報センターに送付いただく予定です。報告書の様式は今後県ホームページに掲載いたします。
(8)	休院している医療機関も報告対象になるのか。	令和8年1月1日時点において休院している医療機関は報告対象から除外されます。 また、1月1日から3月31日の間に休院となった場合は報告不要ですが、当該期間中に再開した場合は報告をお願いします。
(9)	報告をしなかった場合、罰則はあるのか。	医療法第92条において第30条の18の4第6項の規定による命令に違反した際の過料の規定はありますが、未報告の場合、まずは県の委託事業者を通じて報告のお願いをさせていただく予定です。

令和7年12月1日時点

三重県内の特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関

(別紙)

二次医療圏 構想区域	所在地	医療機関	特定機能病院	地域医療支援病院	紹介受診重点医療機関
北勢	桑員	桑名市 桑名市総合医療センター		○	○
	三泗	四日市市 市立四日市病院		○	○
		県立総合医療センター		○	○
		四日市羽津医療センター		○	○
	菰野町	菰野厚生病院			○
	鈴亀	鈴鹿市 鈴鹿中央総合病院		○	○
		鈴鹿回生病院		○	○
	中勢伊賀	津 津市 三重大学医学部附属病院	○		○
				○	○
					○
					○
					○
					○
	伊賀	名張市 名張市立病院		○	○
		伊賀市 上野総合市民病院		○	○
				○	○
南勢志摩	松阪 松阪市 松阪中央総合病院		○	○	
		済生会松阪総合病院		○	○
		松阪市民病院		○	○
		明和町 三重ハートセンター			○
	伊勢志摩 伊勢市 伊勢赤十字病院			○	○
		市立伊勢総合病院		○	○
		志摩市 県立志摩病院		○	○
東紀州		御浜町 紀南病院		○	